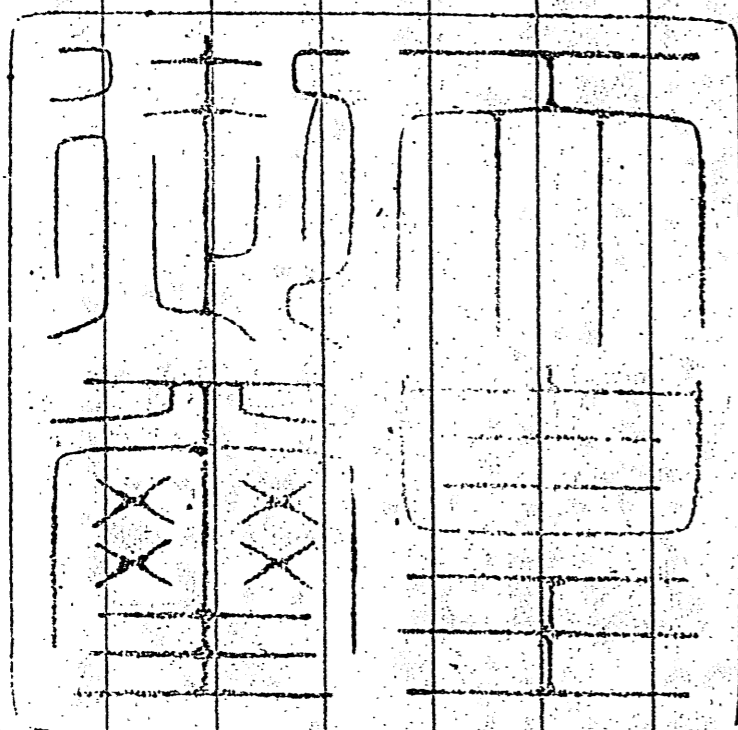


總内大司文子  
農商運送

496  
勅令第四百九十六號

朕は、戦時補償特別措置法の  
施行期日等を定める勅令を裁可  
し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



六

四

總內大臣文學

昭和二十一年十月二十八日

内閣總理大臣 吉田 茂

司法大臣 木村篤太郎

内務大臣 大村清一

文部大臣 岸耕太郎

農林大臣 和田博雄

逓信大臣 一色通吉

商工大臣 星島二郎

厚生大臣 河合良成

運輸大臣 手塚常雄

大藏大臣 石橋湛山

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

勅令第四百九十五號

戦時補償特別措置法は、昭和二十一年十月三十日から、これを施行する。

- 戦時補償特別措置法附則第二項の規定により、同法の施行地域から除かれる地域は、左に掲げる地域とする。
- 一 北海道廳根室支廳管内と守郡、新知郡、得撫郡、國後郡、紗那郡、樺葉郡、蘆取郡、色丹郡並びに花咲郡齒舞村水昌島、勇留島、志發島、多樂島及び秋勇留島
  - 二 東京都小笠原島
  - 三 島根縣隱岐支廳管内五箇村竹島
  - 四 鹿兒島縣大島縣（即）十島村中黒島、竹島及び硫黄島を除く。
  - 五 沖繩縣